

文京槐の会 職員倫理綱領

前文

文京槐の会職員は、利用者への支援に対し、常に「利用者の最善の利益」となるよう判断が求められる。しかし、経験主義的判断や慣習化は、時として新鮮な目で利用者を捉えることを困難とする場合がある。日々の支援を振り返る指針となり、支援者としての自覚と誇りを持ち続けることを誓い、ここに文京槐の会職員倫理綱領を定める。

個人の尊重・人権擁護・差別禁止

私たち文京槐の会職員は、利用者の意志を尊重し、利用者一人ひとりの個性・可能性を重んじます。

職員は利用者の自己決定に深く関わっていることを自覚し、いかなる差別・虐待・人権侵害と思われる行為を行わず、かつ認めません。

専門的な支援・適切な対応

私たち文京槐の会職員は、常に向上心を持ち、利用者とは常に対等な立場で真摯に対応します。特に支援の専門職としての職員は、その専門性を高める為の研鑽を怠らず、「利用者の最善の利益」となる支援に努めます。

利用者の「自立」を支援するため、本人の声や思いを最大限に取り入れ、その実現に向け努力します。また、職務等に関連する知識を深めるとともに、利用者や家族に必要な情報を適時的確に提供します。

個人情報の守秘・プライバシーの保護

私たち文京槐の会職員は、利用者の個人情報を遵守するとともに、プライバシー保護にも配慮します。

職務上知り得た個人情報は、利用者・家族の同意なくして、職務以外への使用や外部への開示・提供は致しません。

情報の管理・公開

私たち文京槐の会職員は、利用者・家族・関係機関等が必要としている情報を適宜かつ正確に提供するよう努力します。また、事業運営の公正と透明性を維持するため、必要な情報の公開に努めます。

活動の社会化・開かれた施設

私たち文京槐の会職員は、支援において活動の社会化(1)を推進するため、

社会資源（ 2 ）の積極的な活用に取り組みます。障害のある人たちへの理解を深めるよう啓発に努め、ともに生きる社会を目指します。

その為、文京槐の会が社会におけるかけがいのない資源として、その役割を果たすよう努めます。

1 活動の社会化

施設内での活動に留まらず、施設外の様々な機関等を活用し、地域社会との接点を持ち活動に取り組むこと。（障害のある人たちへの理解を深めることにも繋がる。）

2 社会資源

利用者のニーズを満たすために活用できる、制度的・物的・人的な諸要素や情報。具体的には、制度・機関・組織・施設・設備・物品、さらに個人や集団が有する技能・知識・情報など。